

防地労第5569号

30.4.2

各地方防衛局長 殿

地方協力局長

(公印省略)

駐留軍等労働者の技能教育訓練に関する事務処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、駐留軍等労働者の技能教育訓練に関する事務処理要領について（通知）（施本業第169号（CSL）。平成19年8月30日）は、廃止する。

添付書類：別紙

駐留軍等労働者の技能教育訓練に関する事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「法」という。）第16条の規定による技能教育訓練に関する事務の処理に必要な手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐留軍等労働者 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。
- (2) 技能教育訓練 駐留軍等の再編に当たり、国が駐留軍等労働者の雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）を通じて、新たな知識及び技能を習得させ、向上させるために行う訓練をいう。

(技能教育訓練の基準)

第3 技能教育訓練は、駐留軍等労働者の勤務時間外に行うものとする。ただし、特にアメリカ合衆国の軍隊又はその関係機関（以下「現地米軍」という。）の了解を得たときは、この限りではない。

2 訓練種目は、次のとおりとする。

- (1) 中型自動車運転
 - (2) 大型自動車運転
 - (3) 大型特殊自動車運転
 - (4) けん引自動車運転
 - (5) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第14の2に掲げる検定職種に係る種目
 - (6) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第69条に規定する免許試験に係る種目
 - (7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定する技能講習に係る種目
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、配置転換等に必要と認められる種目
- 3 駐留軍等労働者が円滑な配置転換等により雇用の継続が図られるよう、当該労働者の職種、経験、受講希望等を考慮し、かつ、配置転換等の後の業務に資する訓練種目を選定するよう努めるものとする。

(経費の負担)

第4 技能教育訓練に要する経費は、国庫（機構運営費交付金をいう。以下同じ。）負担及び技能教育訓練を受ける者（以下「受講者」という。）の個人の負担によるものとする。

2 国庫負担に係る経費は、入学金、受講料、検定料及び受講等に要した交通費とする。ただし、検定料の国庫負担は、第3第2項各号に規定する訓練種目ごとに1人1回限り

とする。

3 個人が購入する参考書、個人用具、用紙その他の個人の消耗品については、受講者の個人の負担によるものとする。

4 受講者が所定の技能教育訓練を終了する前に当該訓練の受講をやめたときは、その訓練のために要した経費は、受講者の個人の負担によるものとする。ただし、受講者が受講をやめた理由が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、受講者又はその代理人若しくは相続人からの申出により、その経費の全部又は一部を国庫負担とすることができる。

- (1) 受講者の業務上の又は通勤による傷病を理由とする離職
- (2) 受講者の死亡
- (3) 前2号に掲げるもののほか、機構支部長が正当な理由があると認めた場合

(配置転換等計画書の作成等)

第5 地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）は、駐留軍等の再編に伴い、現地米軍から駐留軍等労働者の雇用の継続を図る配置転換等に係る人事措置要求（人事措置要求の予告を含む。）を受けた場合は、機構支部長及び現地米軍と協議するものとする。

2 地方防衛局長等は、円滑な配置転換等を図るため、技能教育訓練が必要と判断した場合は、別紙第1号様式による配置転換等計画書を作成し、写しを機構支部長及び現地米軍に対し速やかに通知するものとする。

(技能教育訓練実施計画書の受領等)

第6 地方防衛局長等は、機構支部長から駐留軍等労働者に対する技能教育訓練実施計画書を受領したときは、技能教育訓練を円滑に受講させられるよう、現地米軍に対し受講者への配慮を求めるものとする。

(技能教育訓練実施期間におけるフォローアップ)

第7 技能教育訓練実施期間においては、地方防衛局長等及び機構支部長が連携の上、受講状況等を確認し、受講者を適宜フォローアップするものとする。

(技能教育訓練終了後の対応)

第8 地方防衛局長等は、機構支部長から技能教育訓練終了報告書の提出を受けたときは、速やかに現地米軍に報告の上、その後の円滑な配置転換等が図られるよう手続等について協議を行うものとする。

(技能教育訓練結果報告書の作成等)

第9 地方防衛局長等は、第8の規定により技能教育訓練終了報告書の提出を受けたときは、別紙第2号様式による技能教育訓練結果報告書を作成し、各四半期末の翌月20日までに地方協力局長に提出するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、法第16条の規定による技能教育訓練に関する事務の処理に必要な事項は、地方協力局労務管理課長が機構労務部長と協議の上、定めるものとする。

配置転換等計画書

【従業員情報】

(ふりがな)

氏名： 性別： 生年月日： (歳)

現住所： (〒 -) 連絡先：

エンプロイNo.： 採用年月日：

契約区分： 雇用の種類：

【現在の勤務場所】

所属軍： 所属部隊名：

職種名： (職種No.) 職位：

勤務時間： - (月・火・水・木・金・土・日・その他)

その他の内容

【配置転換等に関する詳細】

配置転換等が行われる経緯及び求められる技能等

配置転換等予定時期： 年 月

【技能教育訓練後の勤務予定場所】

所属軍： 所属部隊名：

職種名： (職種No.) 職位：

上記、配置転換等の措置のため、技能教育訓練が必要と判断する。

